

特別徴収のしくみと事務取り扱い

※地方税法等に改正があった場合は、それによります。

1 特別徴収と特別徴収義務者

特別徴収とは、給与支払者が毎月給与等を支払う際に、納税者から市・県民税を徴収し、その税額を納入していただく制度です。
この場合、徴収し納入する義務を負う者を特別徴収義務者といい、市が指定します。

2 税額通知書の交付

特別徴収義務者への通知書と合わせて納税者への通知書をお送りしていますので、人員等を確認の上、必ず5月31日までに各納税者へ交付してください。

なお、すでに退職等されている人については、給与所得者異動届出書を速やかに提出してください。

3 毎月の給与から差し引く納付額

「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」に各納税者の納付額を記載していますので、1回目の納付額は6月に支払う給与（6月分の給与の意味ではありません）から徴収し、2回目以降の納付額は7月から翌年5月まで、それぞれ各月に支払われる給与から徴収してください。

4 特別徴収税額の変更

納税者の特別徴収税額が変更された場合は、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額変更通知書（特別徴収義務者用）」をその都度送付しますので、その変更された月より、変更された税額（納付額）を徴収し、納入してください。

なお、変更通知書（納税義務者用）については、各納税者へ交付してください。

5 月割額の納入

納期限は翌月10日です。（日曜日・祝日のときはその翌日、土曜日のときはその翌々日が納期限になります。）納入書により、最寄りの金融機関などで必ず納付してください。

（例）6月分の税額は、6月中に支払われる給与から差し引いて、7月10日（6月分納入用を使用）までに納入してください。

6 月割額を滞納したとき

特別徴収税額を納期限までに納めなかった場合には、延滞金を徴収します。納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、その税額に14.6%（納期限の翌日から起算して1か月を経過するまでの期間については年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とします。）を乗じて計算した金額を延滞金として納めていただく必要があります。

7 特別徴収税額の納期の特例

給与等の支払いを受ける人が常時10人未満の事業主は、市長に「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出し承認された場合は、月々給与等から徴収した税額を年2回で納入することができます。（申請用紙は、甲府市のホームページからダウンロードしていただくか、市民税課へ請求してください。）

常時10人未満とは、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者がある場合には、その人数を除いた人数が9人までのことです。

納期……6月分から11月分まで ⇨ 12月10日、12月分から翌年5月分まで ⇨ 6月10日

【注意】

- (1) 滞納や著しい納入遅延がある場合は、承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納や納入遅延があると、承認を取り消すこととなりますのでご注意ください。
- (2) 納期の特例の承認後、給与の支払いを受ける人が10人以上になったときは、その旨を速やかに届けてください。